

福岡市公報

令和 6 年12月23日 第7109号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	次 一 例	ページ
○福岡市事務分掌条例の一部改正（第61号）	2
○福岡市民会館条例の廃止（第62号）	3
○福岡市拠点文化施設条例の一部改正（第63号）	4
○福岡市職員の給与に関する条例の一部改正（第64号）	5
○福岡市職員退職手当支給条例の一部改正（第65号）	19
○福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正 （第66号）	25
○福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正（第67号）	26
○福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改 正（第68号）	27
○福岡市立児童発達支援センター条例の一部改正（第69号）	28
○福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例の廃止 （第70号）	29
○福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部改正（第71号）	30
○福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（第72号）	31
○福岡市建築関係手数料条例の一部改正（第73号）	36
○福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正（第74号）	49
○福岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正（第75号）	58
○福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（第76号）	60

条 例

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第61号

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（福岡市都市計画審議会条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

- （1）福岡市都市計画審議会条例（平成12年福岡市条例第24号）第7条
- （2）福岡市建築審査会条例（昭和39年福岡市条例第97号）第9条
- （3）福岡市住宅審議会条例（平成11年福岡市条例第27号）第9条

福岡市民会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第62号

福岡市民会館条例を廃止する条例

福岡市民会館条例（昭和38年福岡市条例第30号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第63号

福岡市拠点文化施設条例の一部を改正する条例

福岡市拠点文化施設条例（令和2年福岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡市民ホール条例

第1条中「福岡市拠点文化施設（以下「拠点文化施設」）を「福岡市民ホール（以下「市民ホール」）に改める。

第2条中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

第3条中「拠点文化施設」を「市民ホール」に、「文化活動・交流ホール」を「小ホール」に改める。

第4条から第14条までの規定中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

第15条第1項第1号中「文化活動・交流ホール」を「小ホール」に改め、同項第3号中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

第16条及び第19条から第22条まで並びに附則第2項及び附則第5項中「拠点文化施設」を「市民ホール」に改める。

別表第1中「文化活動・交流ホール」を「小ホール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第64号

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「月額309,200円（育児短時間勤務職員にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第10条の4第1項第1号に掲げる官職のうち本市の区域内に所在する国の官署に置かれる官職に新たに採用された国家公務員に支給される初任給調整手当の額との均衡を考慮して規則で定める額」に、「採用の」を「、採用の」に改める。

別表第1から別表第3の2までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	181,400	196,500	230,400	250,000	272,600	322,000	382,700	438,800
	2	182,500	197,900	231,700	251,600	274,200	324,100	385,200	441,600
	3	183,600	199,300	233,000	253,200	275,800	326,200	387,700	444,400
	4	184,700	200,700	234,300	254,800	277,400	328,300	390,200	447,200
	5	185,600	202,200	235,600	256,200	279,100	330,200	392,700	450,000
	6	186,800	204,100	236,900	257,800	280,800	332,300	395,200	452,900
	7	188,000	206,000	238,200	259,400	282,500	334,400	397,700	455,800
	8	189,200	207,900	239,500	261,000	284,200	336,500	400,200	458,700
	9	190,200	209,700	240,900	262,400	285,700	338,500	402,800	461,500
	10	190,900	211,600	242,300	264,000	287,400	340,600	405,400	464,400
	11	191,600	213,500	243,700	265,600	289,100	342,700	408,000	467,300
	12	192,300	215,400	245,100	267,200	290,800	344,800	410,600	470,200
	13	193,100	217,200	246,300	268,700	292,500	346,800	413,000	473,200
	14	193,800	218,600	248,000	270,300	294,300	349,000	415,700	476,200
	15	194,500	220,000	249,700	271,900	296,100	351,200	418,400	479,200
	16	195,200	221,400	251,400	273,500	297,900	353,400	421,100	482,200
	17	196,000	222,600	253,200	275,100	299,700	355,400	423,700	485,300
	18	197,100	223,400	254,700	276,700	301,500	357,600	426,400	488,000
	19	198,200	224,200	256,200	278,300	303,300	359,800	429,100	490,700
	20	199,300	225,000	257,700	279,900	305,100	362,000	431,800	493,400
	21	200,200	225,800	259,100	281,600	306,900	364,200	434,600	496,100
	22	201,200	226,600	260,600	283,300	308,700	366,500	437,300	498,100
	23	202,200	227,400	262,100	285,000	310,500	368,800	440,000	500,100
	24	203,200	228,200	263,600	286,700	312,300	371,100	442,700	502,100
	25	204,200	229,000	264,900	288,200	314,100	373,400	445,400	503,900
	26	205,200	230,000	266,400	290,100	316,100	375,800	448,000	505,800
	27	206,200	231,000	267,900	292,000	318,100	378,200	450,600	507,700
	28	207,200	232,000	269,400	293,900	320,100	380,600	453,200	509,600
	29	208,100	233,000	270,700	295,800	322,100	382,900	455,600	511,400
	30	209,100	234,000	272,200	297,400	324,000	385,100	457,300	512,900
	31	210,100	235,000	273,700	299,000	325,900	387,300	459,000	514,400
	32	211,100	236,000	275,200	300,600	327,800	389,500	460,700	515,900
	33	212,000	236,800	276,500	302,000	329,700	391,500	462,500	517,200
	34	212,900	237,800	277,900	303,600	331,600	393,600	464,000	518,600
	35	213,800	238,800	279,300	305,200	333,500	395,700	465,500	520,000
	36	214,700	239,800	280,700	306,800	335,400	397,800	467,000	521,400
	37	215,700	240,600	282,200	308,200	337,200	400,000	468,300	522,900
	38	216,600	241,600	283,600	309,500	338,800	402,100	469,700	524,000
	39	217,500	242,600	285,000	310,800	340,400	404,200	471,100	525,100
	40	218,400	243,600	286,400	312,100	342,000	406,300	472,500	526,200
41	219,100	244,400	287,900	313,400	343,600	408,500	474,000	527,400	

42	219,700	245,400	289,300	314,700	345,200	410,600	475,300	528,500
43	220,300	246,400	290,700	316,000	346,800	412,700	476,600	529,600
44	220,900	247,400	292,100	317,300	348,400	414,800	477,900	530,700
45	221,600	248,200	293,600	318,500	350,000	416,800	479,100	531,700
46	222,200	249,100	295,000	319,600	351,600	418,700	480,400	532,800
47	222,800	250,000	296,400	320,700	353,200	420,600	481,700	533,900
48	223,400	250,900	297,800	321,800	354,800	422,500	483,000	535,000
49	224,000	251,900	299,100	322,700	356,300	424,200	484,200	535,900
50	224,600	252,800	300,400	323,700	357,900	425,500	485,300	537,000
51	225,200	253,700	301,700	324,700	359,500	426,800	486,400	538,100
52	225,800	254,600	303,000	325,700	361,100	428,100	487,500	539,200
53	226,300	255,600	304,300	326,700	362,500	429,200	488,700	540,100
54	226,900	256,500	305,600	327,700	363,900	430,400	489,700	540,300
55	227,500	257,400	306,900	328,700	365,300	431,600	490,700	540,500
56	228,100	258,300	308,200	329,700	366,700	432,800	491,700	540,700
57	228,600	259,300	309,400	330,700	368,200	433,900	492,500	540,900
58	229,200	260,200	310,600	331,700	369,600	435,100	493,400	
59	229,800	261,100	311,800	332,700	371,000	436,300	494,300	
60	230,400	262,000	313,000	333,700	372,400	437,500	495,200	
61	230,900	263,000	314,200	334,600	373,700	438,500	496,000	
62	231,500	263,900	315,300	335,600	375,000	439,700	496,800	
63	232,100	264,800	316,400	336,600	376,300	440,900	497,600	
64	232,700	265,700	317,500	337,600	377,600	442,100	498,400	
65	233,200	266,600	318,400	338,500	378,800	443,100	499,300	
66	233,800	267,500	319,400	339,500	379,900	444,300	500,100	
67	234,400	268,400	320,400	340,500	381,000	445,500	500,900	
68	235,000	269,300	321,400	341,500	382,100	446,700	501,700	
69	235,500	270,200	322,300	342,300	383,100	447,700	502,300	
70	235,800	271,100	323,300	343,300	384,200	448,800		
71	236,100	272,000	324,300	344,300	385,300	449,900		
72	236,400	272,900	325,300	345,300	386,400	451,000		
73	236,800	273,800	326,100	346,100	387,300	452,000		
74		274,700	327,000	347,100	388,400	453,100		
75		275,600	327,900	348,100	389,500	454,200		
76		276,500	328,800	349,100	390,600	455,300		
77		277,300	329,600	349,900	391,500	456,200		
78		278,200	330,500	350,800	392,600	457,000		
79		279,100	331,400	351,700	393,700	457,800		
80		280,000	332,300	352,600	394,800	458,600		
81		280,800	333,100	353,600	395,700	459,500		
82		281,600	334,000	354,500	396,700	460,300		
83		282,400	334,900	355,400	397,700	461,100		
84		283,200	335,800	356,300	398,700	461,900		
85		283,900	336,500	357,200	399,500	462,700		
86		284,400	337,400	358,100	400,500	463,500		
87		284,900	338,300	359,000	401,500	464,300		
88		285,400	339,200	359,900	402,500	465,100		
89		285,900	339,900	360,600	403,300	465,900		
90			340,800	361,400	404,200	466,700		

	91			341,700	362,200	405,100	467,500		
	92			342,600	363,000	406,000	468,300		
	93			343,300	363,600	406,700	469,100		
	94			344,000	364,300	407,500			
	95			344,700	365,000	408,300			
	96			345,400	365,700	409,100			
	97			345,900	366,500	409,800			
	98			346,500	367,200	410,600			
	99			347,100	367,900	411,400			
	100			347,700	368,600	412,200			
	101			348,200	369,400	412,900			
	102			348,800	370,100	413,700			
	103			349,400	370,800	414,500			
	104			350,000	371,500	415,300			
	105			350,500	372,200	415,900			
	106			351,100	372,900	416,700			
	107			351,700	373,600	417,500			
	108			352,300	374,300	418,300			
	109			352,700	375,000	418,900			
	110				375,700	419,700			
	111				376,400	420,500			
	112				377,100	421,300			
	113				377,700	421,900			
	114				378,400	422,600			
	115				379,100	423,300			
	116				379,800	424,000			
	117				380,400	424,700			
	118				381,100	425,400			
	119				381,800	426,100			
	120				382,500	426,800			
	121				383,100	427,500			
	122				383,800	428,200			
	123				384,500	428,900			
	124				385,200	429,600			
	125				385,700	430,300			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		148,700	190,000	237,100	268,400	287,000	319,800	367,000	425,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	238,500	296,500	365,100	430,100	505,200
	2	240,000	298,800	367,500	432,100	507,700
	3	241,500	301,100	369,900	434,100	510,200
	4	243,000	303,400	372,300	436,100	512,700
	5	244,500	305,500	374,500	438,200	515,300
	6	246,300	307,800	376,900	440,200	517,700
	7	248,100	310,100	379,300	442,200	520,100
	8	249,900	312,400	381,700	444,200	522,500
	9	251,700	314,600	384,000	446,300	524,700
	10	253,500	316,900	386,400	448,500	527,000
	11	255,300	319,200	388,800	450,700	529,300
	12	257,100	321,500	391,200	452,900	531,600
	13	259,000	323,700	393,400	455,100	533,800
	14	260,800	326,000	395,800	457,000	535,800
	15	262,600	328,300	398,200	458,900	537,800
	16	264,400	330,600	400,600	460,800	539,800
	17	266,300	332,900	402,800	462,700	541,900
	18	268,200	335,200	405,200	464,900	543,100
	19	270,100	337,500	407,600	467,100	544,300
	20	272,000	339,800	410,000	469,300	545,500
	21	273,700	341,900	412,200	471,600	546,700
	22	275,600	344,100	414,600	473,700	548,500
	23	277,500	346,300	417,000	475,800	550,300
	24	279,400	348,500	419,400	477,900	552,100
	25	281,100	350,700	421,600	480,100	553,800
	26	283,000	352,900	424,000	482,200	555,600
	27	284,900	355,100	426,400	484,300	557,400
	28	286,800	357,300	428,800	486,400	559,200
	29	288,500	359,500	431,000	488,600	560,900
	30	290,600	361,700	433,200	490,600	562,700
	31	292,700	363,900	435,400	492,600	564,500
	32	294,800	366,100	437,600	494,600	566,300
	33	296,700	368,200	439,800	496,500	568,000
	34	298,700	370,400	442,000	498,500	569,600
	35	300,700	372,600	444,200	500,500	571,200
	36	302,700	374,800	446,400	502,500	572,800
	37	304,700	376,900	448,500	504,400	574,400
	38	306,600	379,100	450,700	506,500	576,000
	39	308,500	381,300	452,900	508,600	577,600
	40	310,400	383,500	455,100	510,700	579,200

41	312,300	385,500	457,200	512,600	580,800
42	314,100	387,700	459,100	514,400	582,400
43	315,900	389,900	461,000	516,200	584,000
44	317,700	392,100	462,900	518,000	585,600
45	319,500	394,100	464,700	519,900	587,000
46	321,300	396,300	466,600	521,700	588,600
47	323,100	398,500	468,500	523,500	590,200
48	324,900	400,700	470,400	525,300	591,800
49	326,600	402,700	472,100	527,000	593,200
50	328,400	404,600	474,200	528,700	594,700
51	330,200	406,500	476,300	530,400	596,200
52	332,000	408,400	478,400	532,100	597,700
53	333,700	410,300	480,500	533,600	599,100
54	335,500	412,200	482,400	535,200	600,600
55	337,300	414,100	484,300	536,800	602,100
56	339,100	416,000	486,200	538,400	603,600
57	340,800	417,800	487,900	539,900	604,900
58	342,600	419,600	489,500	541,400	
59	344,400	421,400	491,100	542,900	
60	346,200	423,200	492,700	544,400	
61	347,800	425,100	494,300	546,000	
62	349,600	426,900	495,900	547,500	
63	351,400	428,700	497,500	549,000	
64	353,200	430,500	499,100	550,500	
65	354,800	432,300	500,600	552,100	
66	356,600	433,800	502,100	553,600	
67	358,400	435,300	503,600	555,100	
68	360,200	436,800	505,100	556,600	
69	361,800	438,100	506,500	558,000	
70	363,100	439,500	508,000	559,500	
71	364,400	440,900	509,500	561,000	
72	365,700	442,300	511,000	562,500	
73	366,800	443,800	512,400	563,900	
74		445,000	513,800	565,300	
75		446,200	515,200	566,700	
76		447,400	516,600	568,100	
77		448,600	518,000	569,400	
78		449,700	519,400		
79		450,800	520,800		
80		451,900	522,200		
81		452,900	523,500		
82		453,900	524,800		
83		454,900	526,100		
84		455,900	527,400		
85		456,800	528,600		
86		457,600	529,900		
87		458,400	531,200		
88		459,200	532,500		
89		460,100	533,700		

	90			535,000		
	91			536,300		
	92			537,600		
	93			538,700		
	94			539,800		
	95			540,900		
	96			542,000		
	97			543,200		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円 300,100	円 339,000	円 393,400	円 466,400	円 566,300

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する医師及び歯科医師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	181,400	196,500	235,600	256,200	279,100	322,000
	2	182,500	197,900	236,900	257,800	280,800	324,100
	3	183,600	199,300	238,200	259,400	282,500	326,200
	4	184,700	200,700	239,500	261,000	284,200	328,300
	5	185,600	202,200	240,900	262,400	285,700	330,200
	6	186,800	204,100	242,300	264,000	287,400	332,300
	7	188,000	206,000	243,700	265,600	289,100	334,400
	8	189,200	207,900	245,100	267,200	290,800	336,500
	9	190,200	209,700	246,300	268,700	292,500	338,500
	10	190,900	211,600	248,000	270,300	294,300	340,600
	11	191,600	213,500	249,700	271,900	296,100	342,700
	12	192,300	215,400	251,400	273,500	297,900	344,800
	13	193,100	217,200	253,200	275,100	299,700	346,800
	14	193,800	218,600	254,700	276,700	301,500	349,000
	15	194,500	220,000	256,200	278,300	303,300	351,200
	16	195,200	221,400	257,700	279,900	305,100	353,400
	17	196,000	222,600	259,100	281,600	306,900	355,400
	18	197,100	223,400	260,600	283,300	308,700	357,600
	19	198,200	224,200	262,100	285,000	310,500	359,800
	20	199,300	225,000	263,600	286,700	312,300	362,000
	21	200,200	225,800	264,900	288,200	314,100	364,200
	22	201,200	226,600	266,400	290,100	316,100	366,500
	23	202,200	227,400	267,900	292,000	318,100	368,800
24	203,200	228,200	269,400	293,900	320,100	371,100	

25	204,200	229,000	270,700	295,800	322,100	373,400
26	205,200	230,000	272,200	297,400	324,000	375,800
27	206,200	231,000	273,700	299,000	325,900	378,200
28	207,200	232,000	275,200	300,600	327,800	380,600
29	208,100	233,000	276,500	302,000	329,700	382,900
30	209,100	234,000	277,900	303,600	331,600	385,100
31	210,100	235,000	279,300	305,200	333,500	387,300
32	211,100	236,000	280,700	306,800	335,400	389,500
33	212,000	236,800	282,200	308,200	337,200	391,500
34	212,900	237,800	283,600	309,500	338,800	393,600
35	213,800	238,800	285,000	310,800	340,400	395,700
36	214,700	239,800	286,400	312,100	342,000	397,800
37	215,700	240,600	287,900	313,400	343,600	400,000
38	216,600	241,600	289,300	314,700	345,200	402,100
39	217,500	242,600	290,700	316,000	346,800	404,200
40	218,400	243,600	292,100	317,300	348,400	406,300
41	219,100	244,400	293,600	318,500	350,000	408,500
42	219,700	245,400	295,000	319,600	351,600	410,600
43	220,300	246,400	296,400	320,700	353,200	412,700
44	220,900	247,400	297,800	321,800	354,800	414,800
45	221,600	248,200	299,100	322,700	356,300	416,800
46	222,200	249,100	300,400	323,700	357,900	418,700
47	222,800	250,000	301,700	324,700	359,500	420,600
48	223,400	250,900	303,000	325,700	361,100	422,500
49	224,000	251,900	304,300	326,700	362,500	424,200
50	224,600	252,800	305,600	327,700	363,900	425,500
51	225,200	253,700	306,900	328,700	365,300	426,800
52	225,800	254,600	308,200	329,700	366,700	428,100
53	226,300	255,600	309,400	330,700	368,200	429,200
54	226,900	256,500	310,600	331,700	369,600	430,400
55	227,500	257,400	311,800	332,700	371,000	431,600
56	228,100	258,300	313,000	333,700	372,400	432,800
57	228,600	259,300	314,200	334,600	373,700	433,900
58	229,200	260,200	315,300	335,600	375,000	435,100
59	229,800	261,100	316,400	336,600	376,300	436,300
60	230,400	262,000	317,500	337,600	377,600	437,500
61	230,900	263,000	318,400	338,500	378,800	438,500
62	231,500	263,900	319,400	339,500	379,900	439,700
63	232,100	264,800	320,400	340,500	381,000	440,900
64	232,700	265,700	321,400	341,500	382,100	442,100
65	233,200	266,600	322,300	342,300	383,100	443,100
66	233,800	267,500	323,300	343,300	384,200	444,300
67	234,400	268,400	324,300	344,300	385,300	445,500
68	235,000	269,300	325,300	345,300	386,400	446,700
69	235,500	270,200	326,100	346,100	387,300	447,700
70	235,800	271,100	327,000	347,100	388,400	448,800
71	236,100	272,000	327,900	348,100	389,500	449,900
72	236,400	272,900	328,800	349,100	390,600	451,000

73	236,800	273,800	329,600	349,900	391,500	452,000
74		274,700	330,500	350,800	392,600	453,100
75		275,600	331,400	351,700	393,700	454,200
76		276,500	332,300	352,600	394,800	455,300
77		277,300	333,100	353,600	395,700	456,200
78		278,200	334,000	354,500	396,700	457,000
79		279,100	334,900	355,400	397,700	457,800
80		280,000	335,800	356,300	398,700	458,600
81		280,800	336,500	357,200	399,500	459,500
82		281,600	337,400	358,100	400,500	460,300
83		282,400	338,300	359,000	401,500	461,100
84		283,200	339,200	359,900	402,500	461,900
85		283,900	339,900	360,600	403,300	462,700
86		284,400	340,800	361,400	404,200	463,500
87		284,900	341,700	362,200	405,100	464,300
88		285,400	342,600	363,000	406,000	465,100
89		285,900	343,300	363,600	406,700	465,900
90			344,000	364,300	407,500	466,700
91			344,700	365,000	408,300	467,500
92			345,400	365,700	409,100	468,300
93			345,900	366,500	409,800	469,100
94			346,500	367,200	410,600	
95			347,100	367,900	411,400	
96			347,700	368,600	412,200	
97			348,200	369,400	412,900	
98			348,800	370,100	413,700	
99			349,400	370,800	414,500	
100			350,000	371,500	415,300	
101			350,500	372,200	415,900	
102			351,100	372,900	416,700	
103			351,700	373,600	417,500	
104			352,300	374,300	418,300	
105			352,700	375,000	418,900	
106				375,700	419,700	
107				376,400	420,500	
108				377,100	421,300	
109				377,700	421,900	
110				378,400	422,600	
111				379,100	423,300	
112				379,800	424,000	
113				380,400	424,700	
114				381,100	425,400	
115				381,800	426,100	
116				382,500	426,800	
117				383,100	427,500	
118				383,800	428,200	
119				384,500	428,900	
120				385,200	429,600	
121				385,700	430,300	

定年前任用 短時間勤務 職員	基 準 給料月額					
	円 148,700	円 190,000	円 237,100	円 268,400	円 287,000	円 319,800

備考 この表は、保健所又は保健センターに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

別表第3

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前任用 短時間勤務 職員以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	196,500	235,600	256,200	279,100	322,000	382,700	438,800
	2	197,900	236,900	257,800	280,800	324,100	385,200	441,600
	3	199,300	238,200	259,400	282,500	326,200	387,700	444,400
	4	200,700	239,500	261,000	284,200	328,300	390,200	447,200
	5	202,200	240,900	262,400	285,700	330,200	392,700	450,000
	6	204,100	242,300	264,000	287,400	332,300	395,200	452,900
	7	206,000	243,700	265,600	289,100	334,400	397,700	455,800
	8	207,900	245,100	267,200	290,800	336,500	400,200	458,700
	9	209,700	246,300	268,700	292,500	338,500	402,800	461,500
	10	211,600	248,000	270,300	294,300	340,600	405,400	464,400
	11	213,500	249,700	271,900	296,100	342,700	408,000	467,300
	12	215,400	251,400	273,500	297,900	344,800	410,600	470,200
	13	217,200	253,200	275,100	299,700	346,800	413,000	473,200
	14	218,600	254,700	276,700	301,500	349,000	415,700	476,200
	15	220,000	256,200	278,300	303,300	351,200	418,400	479,200
	16	221,400	257,700	279,900	305,100	353,400	421,100	482,200
	17	222,600	259,100	281,600	306,900	355,400	423,700	485,300
	18	223,400	260,600	283,300	308,700	357,600	426,400	488,000
	19	224,200	262,100	285,000	310,500	359,800	429,100	490,700
	20	225,000	263,600	286,700	312,300	362,000	431,800	493,400
	21	225,800	264,900	288,200	314,100	364,200	434,600	496,100
	22	226,600	266,400	290,100	316,100	366,500	437,300	498,100
	23	227,400	267,900	292,000	318,100	368,800	440,000	500,100
	24	228,200	269,400	293,900	320,100	371,100	442,700	502,100
	25	229,000	270,700	295,800	322,100	373,400	445,400	503,900
	26	230,000	272,200	297,400	324,000	375,800	448,000	505,800
	27	231,000	273,700	299,000	325,900	378,200	450,600	507,700
	28	232,000	275,200	300,600	327,800	380,600	453,200	509,600
	29	233,000	276,500	302,000	329,700	382,900	455,600	511,400
30	234,000	277,900	303,600	331,600	385,100	457,300	512,900	

31	235,000	279,300	305,200	333,500	387,300	459,000	514,400
32	236,000	280,700	306,800	335,400	389,500	460,700	515,900
33	236,800	282,200	308,200	337,200	391,500	462,500	517,200
34	237,800	283,600	309,500	338,800	393,600	464,000	518,600
35	238,800	285,000	310,800	340,400	395,700	465,500	520,000
36	239,800	286,400	312,100	342,000	397,800	467,000	521,400
37	240,600	287,900	313,400	343,600	400,000	468,300	522,900
38	241,600	289,300	314,700	345,200	402,100	469,700	524,000
39	242,600	290,700	316,000	346,800	404,200	471,100	525,100
40	243,600	292,100	317,300	348,400	406,300	472,500	526,200
41	244,400	293,600	318,500	350,000	408,500	474,000	527,400
42	245,400	295,000	319,600	351,600	410,600	475,300	528,500
43	246,400	296,400	320,700	353,200	412,700	476,600	529,600
44	247,400	297,800	321,800	354,800	414,800	477,900	530,700
45	248,200	299,100	322,700	356,300	416,800	479,100	531,700
46	249,100	300,400	323,700	357,900	418,700	480,400	532,800
47	250,000	301,700	324,700	359,500	420,600	481,700	533,900
48	250,900	303,000	325,700	361,100	422,500	483,000	535,000
49	251,900	304,300	326,700	362,500	424,200	484,200	535,900
50	252,800	305,600	327,700	363,900	425,500	485,300	537,000
51	253,700	306,900	328,700	365,300	426,800	486,400	538,100
52	254,600	308,200	329,700	366,700	428,100	487,500	539,200
53	255,600	309,400	330,700	368,200	429,200	488,700	540,100
54	256,500	310,600	331,700	369,600	430,400	489,700	540,300
55	257,400	311,800	332,700	371,000	431,600	490,700	540,500
56	258,300	313,000	333,700	372,400	432,800	491,700	540,700
57	259,300	314,200	334,600	373,700	433,900	492,500	540,900
58	260,200	315,300	335,600	375,000	435,100	493,400	
59	261,100	316,400	336,600	376,300	436,300	494,300	
60	262,000	317,500	337,600	377,600	437,500	495,200	
61	263,000	318,400	338,500	378,800	438,500	496,000	
62	263,900	319,400	339,500	379,900	439,700	496,800	
63	264,800	320,400	340,500	381,000	440,900	497,600	
64	265,700	321,400	341,500	382,100	442,100	498,400	
65	266,600	322,300	342,300	383,100	443,100	499,300	
66	267,500	323,300	343,300	384,300	444,300	500,100	
67	268,400	324,300	344,300	385,500	445,500	500,900	
68	269,300	325,300	345,300	386,700	446,700	501,700	
69	270,200	326,100	346,100	387,800	447,700	502,300	
70	271,100	327,000	347,100	389,000	448,800		
71	272,000	327,900	348,100	390,200	449,900		
72	272,900	328,800	349,100	391,400	451,000		
73	273,800	329,600	349,900	392,400	452,000		
74	274,700	330,500	350,800	393,600	453,100		
75	275,600	331,400	351,700	394,800	454,200		
76	276,500	332,300	352,600	396,000	455,300		
77	277,300	333,100	353,600	397,000	456,200		
78	278,200	334,000	354,500	398,100	457,000		
79	279,100	334,900	355,400	399,200	457,800		

80	280,000	335,800	356,300	400,300	458,600
81	280,800	336,500	357,200	401,300	459,500
82	281,600	337,400	358,100	402,400	460,300
83	282,400	338,300	359,000	403,500	461,100
84	283,200	339,200	359,900	404,600	461,900
85	283,900	339,900	360,600	405,600	462,700
86	284,400	340,800	361,400	406,600	463,500
87	284,900	341,700	362,200	407,600	464,300
88	285,400	342,600	363,000	408,600	465,100
89	285,900	343,300	363,600	409,500	465,900
90		344,000	364,300	410,400	466,700
91		344,700	365,000	411,300	467,500
92		345,400	365,700	412,200	468,300
93		345,900	366,500	413,200	469,100
94		346,500	367,200	414,100	
95		347,100	367,900	415,000	
96		347,700	368,600	415,900	
97		348,200	369,400	416,600	
98		348,800	370,100	417,500	
99		349,400	370,800	418,400	
100		350,000	371,500	419,300	
101		350,500	372,200	420,300	
102		351,100	372,900	421,200	
103		351,700	373,600	422,100	
104		352,300	374,300	423,000	
105		352,700	375,000	423,800	
106			375,700	424,600	
107			376,400	425,400	
108			377,100	426,200	
109			377,700	427,100	
110			378,400	427,900	
111			379,100	428,700	
112			379,800	429,500	
113			380,400	430,400	
114			381,100	431,300	
115			381,800	432,200	
116			382,500	433,100	
117			383,100	433,900	
118			383,800	434,900	
119			384,500	435,900	
120			385,200	436,900	
121			385,700	437,700	
122			386,400	438,600	
123			387,100	439,500	
124			387,800	440,400	
125			388,500	441,100	

定年前任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	190,000	237,100	268,400	287,000	319,800	367,000	425,400

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3の2

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
1	392,000 ^円
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

2 この条例による改正後の福岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の2第1項及び別表第1から別表第3の2までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例第8条の2第1項及び別表第1から別表第3の2までの規定を適用する場

合においては、この条例による改正前の福岡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第65号

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。
附則第4項中「附則第45項」を「附則第48項」に改める。

附則第8項中「第9条の3まで」の次に「並びに附則第49項及び附則第50項」を加え、「第5項」を「附則第5項」に改める。

附則第40項中「附則第10項」の次に「及び福岡市立学校職員の給与に関する条例附則第5項」を、「の改定」の次に「（附則第46項において「給料月額7割措置」という。）」を加える。

附則に次の5項を加える。

46 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在职期間中に、第5条の2第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項から附則第50項までにおいて「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項から附則第50項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、か

つ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

47 第6条の適用を受けることとなる者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第46項 第1号</p>	<p>及び特別特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>附則第46項 第2号</p>	<p>7割措置前給料月額に、</p>	<p>7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、</p>

附則第46項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第46項 第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、

48 第7条の適用を受けることとなる者に対する附則第46項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第46項 第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額
附則第46項 第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額に、
附則第46項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第46項 第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額に、

49 附則第46項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 次のア又はイに掲げる附則第46項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に附則第46項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に附則第46項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

50 附則第47項及び附則第48項に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第49項	附則第46項の	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項の
	同項第2号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号イ
	同項の	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項の
附則第49項第1号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第1号において特別特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
附則第49項第2号ア	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第1号において特別特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額

	附則第46項第2号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号イ
	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号において7割措置前給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	当該割合	当該附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
附則第49項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第1号において特別特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	附則第46項第2号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号イ
	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号において7割措置前給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	同号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する同号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第3号において退職日給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	60から同号ア	60から同項第2号ア

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この条例による改正後の福岡市職員退職手当支給条例附則第4項、附則第8項、附則第40項及び附則第46項から附則第50項までの規定は、令和6年4月1日から適用する。

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第66号

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市保護施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第27条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第28条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第67号

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和58年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第7号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改め、同項第8号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第68号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「母子生活支援施設」を加える。

第29条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第69号

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

福岡市立児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第7条第1号」を「次条第1号」に改める。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。

第8条第1項中「及び福岡市立あゆみ学園」を削り、「第13条」を「第10条」に改め、同条第2項第1号中「支援センター（福岡市立めばえ学園に限る。）にあつては」及び「支援センター（福岡市立あゆみ学園に限る。）にあつては第2条第2項各号に掲げる事業に」を削り、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条を第5条とする。

第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

第11条第1項第2号中「第9条第3項各号」を「第6条第3項各号」に改め、同条を第8条とする。

第12条を第9条とし、第13条を第10条とし、第14条を第11条とする。

別表福岡市立あゆみ学園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第70号

福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例を廃止する条例

福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（平成19年福岡市条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の許可（旧条例第8条第1項の許可を含む。以下同じ。）を受けた事業主及び当該事業主から請け負って旧条例第4条第1項の許可に係る土砂埋立て等を行う施工者については、当該許可及び旧条例の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、旧条例第4条第1項の許可に係る土砂埋立て等の全部又は一部について、事業主又は施工者が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は同法第30条第1項の許可を受け、かつ、当該土砂埋立て等に起因する土砂災害が発生するおそれがないと認められるときは、市長は、当該土砂埋立て等に係る旧条例第4条第1項の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第71号

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市開発行為の許可等に関する条例（平成16年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「」をいう。」を「」をいい、当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第2項の規定の適用がないものとした場合に同法第12条第1項の許可を、又は同法第34条第2項の規定の適用がないものとした場合に同法第30条第1項の許可を要することとなる工事であるときにおける福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年福岡市条例第72号）第4条第1項に規定する周辺住民を含む。」に改める。

第14条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該近隣住民が第2条第4号の周辺住民でない場合であって」を加え、「場合」を「とき」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

（経過措置）

2 開発予定者が、この条例の施行の日前において、この条例による改正後の福岡市開発行為の許可等に関する条例第2条第4号に規定する近隣住民に対し、同条例第14条に規定する事前説明の手續に相当する行為をしたときは、当該相当する行為がされた開発行為については、当該相当する行為は、同条の規定によりなされたものとみなす。

福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第72号

福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 事前手続等（第3条－第7条）

第3章 宅地造成等工事規制区域内における盛土等に関する工事の規制（第8条・第9条）

第4章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制（第10条－第12条）

第5章 許可後の手続等（第13条）

第6章 福岡市盛土等審議会（第14条）

第7章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び宅地造成及び特定盛土等規制法施

行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）に定めるところによる。

第2章 事前手続等

（事前協議）

第3条 工事主は、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）に先立ち、規則で定めるところにより、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）に関する工事の内容について市長と協議しなければならない。（盛土等予定標識の設置）

第4条 工事主は、盛土等に関する工事の内容を周辺住民（法第11条又は法第29条に規定する周辺地域として規則で定める範囲内にその全部又は一部がある土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者（その土地に建築物が存しない場合にあっては、その土地の所有者及び管理者）をいう。以下この章において同じ。）に周知させるため、規則で定めるところにより、当該盛土等に関する工事の概要を記載した標識（以下この条において「盛土等予定標識」という。）を設置しなければならない。

2 盛土等予定標識の設置期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 許可申請をしようとする場合 許可申請をしようとする日の30日前（盛土等であつて当該盛土等をする土地の面積が1,000平方メートル以上のもの又は政令第7条第2項第2号の場合に係る盛土（次条において「大規模盛土等」という。）にあっては、60日前）から当該盛土等に関する工事に着手する日（次号において「工事着手日」という。）まで

(2) 法第27条第1項の規定による届出をしようとする場合 届出の日から工事着手日まで

3 工事主は、盛土等予定標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

4 工事主は、設置した盛土等予定標識の内容に変更が生じたときは、その表示内容の修正を行うとともに、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（事前説明）

第5条 工事主は、法第11条又は法第29条に規定する措置として、規則で定めるところにより、周辺住民に対し、当該盛土等に関する工事の内容に関する説明（以下この条において

「事前説明」という。)を行わなければならない。

- 2 工事主は、事前説明を当該盛土等に関する工事の設計者、工事監理者、工事施行者その他当該盛土等に関する工事の内容について十分な知識を有する者に委託して行わせることができる。
- 3 周辺住民は、工事主から事前説明の申出があったときは、これに応じなければならない。
- 4 工事主は、盛土等に関する工事の内容について、周辺住民から説明会の開催を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。
- 5 工事主及び周辺住民は、事前説明又は説明会に際しては、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって臨まなければならない。
- 6 工事主は、規則で定めるところにより、許可申請をしようとする日の20日前（大規模盛土等にあつては、40日前）までに事前説明の状況を市長に報告しなければならない。
- 7 工事主は、事前説明又は前項の規定による報告をした後に、説明した内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、当該変更の内容について、周辺住民に対し再度事前説明を行わなければならない。
- 8 工事主は、前項の規定により再度事前説明を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。
- 9 工事主は、第6項又は前項の規定による報告をした後、周辺住民から再度事前説明を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

（指導及び勧告）

第6条 市長は、工事主が第3条から前条までの規定により義務付けられた手続の全部又は一部を実施しない場合であつて、当該工事主と周辺住民との間の紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該工事主に対し、期間を定めて必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

（公表）

第7条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

第3章 宅地造成等工事規制区域内における盛土等に関する工事の規制

（法第18条第4項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等）

第8条 法第18条第4項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、政令第

23条第1号から第4号までのいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超えるものとする。

(法第19条第2項に規定する条例で定める規模の盛土等及び条例で付加する事項)

第9条 法第19条第2項に規定する条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、前条に定めるものとする。

2 法第19条第2項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが5メートルを超える土石の堆積
- (2) 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

3 法第19条第2項に規定する条例で付加する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告時点における盛土又は切土の基礎地盤に関する工事の施工状況
- (2) 報告時点における盛土の材料の選定状況
- (3) 報告時点における盛土の敷均し及び締固めに関する工事の施工状況
- (4) 報告時点における土石の堆積に関する工事の土石の土質
- (5) 報告時点における崖面崩壊防止施設に関する工事の施工状況
- (6) 報告時点における防災措置に関する工事の施工状況

第4章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

(法第32条に規定する条例で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積)

第10条 法第32条に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第8条に定めるものとする。

2 法第32条に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、前条第2項各号に掲げるものとする。

(法第37条第4項に規定する条例で定める規模の特定盛土等)

第11条 法第37条第4項に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第8条に定めるものとする。

(法第38条第2項に規定する条例で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積及び条例で付加する事項)

第12条 法第38条第2項に規定する条例で定める規模の特定盛土等は、第8条に定めるものとする。

- 2 法第38条第2項に規定する条例で定める規模の土石の堆積は、第9条第2項各号に掲げるものとする。
- 3 法第38条第2項に規定する条例で付加する事項は、第9条第3項各号に掲げるものとする。

第5章 許可後の手続等

(盛土等の進行管理)

第13条 市長は、盛土等に関する工事の完了予定年月日を経過している工事であって、当該工事が完了していないものについては、法第20条第2項又は法第39条第2項に規定する工事主等から当該工事の進捗状況、続行の意思の有無その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 市長は、盛土等に関する工事の完了予定年月日から1年を経過している工事であって、当該工事について法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けた者が当該工事を完了させる意思又は能力がないと認めるものについては、当該許可を取り消すことができる。

第6章 福岡市盛土等審議会

(福岡市盛土等審議会)

第14条 法及びこの条例の適正な運用を図るため、福岡市盛土等審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、盛土等に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第73号

福岡市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡市建築関係手数料条例（平成12年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条第2項第4号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改める。

別表第1 1の項金額の欄(1)中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第3号」に、「4号建築物等」を「3号建築物等」に改め、同欄(2)及び(3)中「4号建築物等」を「3号建築物等」に改め、同欄(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、「（4号建築物等については、38,000円）」を削り、同欄(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同項の次に次のように加える。

1の2 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知のうち建築物のエネルギー消費性能の	仕様基準適合審査手数料（特定建築行為に係る加算額）	(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
--	---------------------------	--

<p>向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する特定建築行為に係る部分の工事の計画に係る確認の申請又は通知に対する審査</p>		<p>ア 200平方メートル未満のもの 8,000円 イ 200平方メートル以上のも 10,000円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）又は複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分（住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。）の場合 次に掲げる住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 300平方メートル未満のもの 21,000円 イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 35,000円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,000円 エ 5,000平方メートル以上のも 77,000円</p>
---	--	---

別表第1 4の項金額の欄(4)及び(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表4の2の項事務の欄中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為又は建築物省エネ法第12条第2項の要通知特定建築行為」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる建築物省エネ法第11条第1項の特定建築行為に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの（以下この表において「対象面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 零平方メートルのもの 200円 イ 零平方メートルを超えるもの 2,000円 (2) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の場合（(4)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

- ア 零平方メートルのもの 600円
- イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 4,000円
- ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 7,000円
- エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12,000円
- オ 5,000平方メートル以上のもの 18,000円

(3) 非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。）又は複合建築物の非住宅部分の場合（(4)に掲げる場合を除く。）

次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 零平方メートルのもの 600円
- イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 5,000円
- ウ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7,000円
- エ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9,000円
- オ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 15,000円
- カ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 20,000円
- キ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 24,000円
- ク 25,000平方メートル以上のもの 28,000円

(4) 複合建築物の全体の場合

(2)アからオまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからクまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額

別表第1 7の項金額の欄(4)及び(5)並びに9の項金額の欄(4)及び(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 1の2の項に規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1の2の項に規定する審査に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合 1の2の項に規定する審査に係る部分のうち、当該変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積を加算した面積とする。）

別表第3 1の項事務の欄中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成」を「第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等」に、「第11条の規定に基づく宅地造成」を「第15条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第34条第1項の規定に基づく特定盛土等」に改め、同項名称の欄中「宅地造成工事許可申請又は協議手数料」を「宅地造成又は特定盛土等工事許可申請又は協議手数料」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 500平方メートル以内のもの 13,000円
- (2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 24,000円
- (3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 36,000円
- (4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 54,000円
- (5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 66,000円
- (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 90,000円
- (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 140,000円
- (8) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 220,000円
- (9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 350,000円
- (10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 490,000円
- (11) 100,000平方メートルを超えるもの 630,000円

別表第3 3の項及び4の項を削り、同表2の項事務の欄中「第12条第1項本文の規定又は同条第3項において準用する法第11条」を「第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等若しくは法第35条第1項本文の規定に基づく特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項」に改め、「宅地造成」の次に「若しくは特定盛土等若しくは法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定に基づく特定盛土等」を加え、「許可の申請又は」を削り、同項名称の欄中「宅地造成工事変更許可申請又は協議手数料」を「宅地造成又は特定盛土等工事変更許可申請又は協議手数料」に改め、同項金額の欄中「420,000円」を「630,000円」に改め、同項を同表3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

<p>2 法第12条第1項本文若しくは法第30条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請又は法第15条第1項若しくは法第34条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の協議に対する審査</p>	<p>土石の堆積工事 許可申請又は協議手数料</p>	<p>次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 500平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(2) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>(3) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(4) 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 19,000円</p> <p>(5) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 28,000円</p> <p>(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 31,000円</p> <p>(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 38,000円</p> <p>(8) 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 52,000円</p> <p>(9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>(10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 100,000円</p> <p>(11) 100,000平方メートルを超えるもの 130,000円</p>
--	--------------------------------	--

別表第3に次のように加える。

<p>4 法第16条第1項本文若しくは法第35条第1項本文の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の</p>	<p>土石の堆積工事 変更許可申請又は協議手数料</p>	<p>次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が、6,000円に満たないときは6,000円を、130,000円を超えるときは130,000円を、それぞれ手数料の金額とする。</p> <p>(1) 土石の堆積に関する工事に係る計画の変</p>
---	----------------------------------	---

<p>変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定に基づく土石の堆積若しくは法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る協議に対する審査</p>		<p>更（(2)のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、それぞれ2の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額</p> <p>(2) 新たな土石の堆積をする土地に係る変更については、新たに土石の堆積をする土地の面積に応じ、それぞれ2の項に規定する手数料の金額と同一の金額</p> <p>(3) その他の変更については、10,000円</p>
<p>5 法第18条第1項又は法第37条第1項の規定に基づく検査の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成又は特定盛土等工事中 間検査申請手数料</p>	<p>次に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 3,000平方メートル以内のもの 3,000円</p> <p>(2) 3,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 6,000円</p> <p>(3) 10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>(4) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>(5) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 40,000円</p> <p>(6) 100,000平方メートルを超えるもの 60,000円</p>
<p>6 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の</p>	<p>盛土等適合証明書交付手数料</p>	<p>470円</p>

規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する証明書の交付		
-----------------------------------	--	--

別表第7金額の欄を次のように改める。

金 額
(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合 次に掲げる認定の申請に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの（以下この表において「対象面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 200平方メートル未満のもの 45,000円（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第10において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「誘導仕様・計算併用計画」という。）については33,000円、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「誘導仕様基準計画」という。）については22,000円、法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「事前審査済計画」という。）については6,000円） イ 200平方メートル以上のもの 50,000円（誘導仕様・計算併用計画については37,000円、誘導仕様基準計画については24,000円、事前審査済計画については6,000円）
(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。）又は複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。）の住宅部分（住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。）の場合（(4)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 300平方メートル未満のもの 90,000円（誘導仕様・計算併用計画については67,000円、誘導仕様基準計画については43,000円、事前審査済計画については12,000円）
- イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円（誘導仕様・計算併用計画については113,000円、誘導仕様基準計画については75,000円、事前審査済計画については26,000円）
- ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円（誘導仕様・計算併用計画については196,000円、誘導仕様基準計画については136,000円、事前審査済計画については59,000円）
- エ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円（誘導仕様・計算併用計画については287,000円、誘導仕様基準計画については205,000円、事前審査済計画については106,000円）
- (3) 非住宅建築物（非住宅部分のみを有する建築物をいう。）又は複合建築物の非住宅部分の場合（(4)に掲げる場合を除く。）
- 次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- ア 300平方メートル未満のもの 300,000円（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いた低炭素建築物新築等計画（以下この表において「モデル建物法計画」という。）については114,000円、事前審査済計画については12,000円）
- イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 376,000円（モデル建物法計画については146,000円、事前審査済計画については21,000円）
- ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円（モデル建物法計画については192,000円、事前審査済計画については35,000円）
- エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円（モデル建物法計画については311,000円、事前審査済計画については106,000円）
- オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円（モデル建物法計画については407,000円、事前審査済計画については167,000円）
- カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円（モデル建物法計画については489,000円、事前審査済計画については212,000円）
- キ 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円（モデル建物法計画については574,000円、事前審査済計画については265,000円）
- (4) 複合建築物の全体の場合

<p>(2)アからエまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからキまでに掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額</p>
<p>1の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の対象面積（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p>

別表第7に次のように加える。

<p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付</p>	<p>低炭素建築物に関する軽微変更 該当証明書交付 手数料</p>	<p>1の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の対象面積（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額</p>
--	---	---

別表第10 1の項事務の欄中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は法第12条第2項」に改め、同項金額の欄を次のように改める。

<p>(1) 一戸建ての住宅（非住宅部分（住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この表において同じ。）を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合 次に掲げる法第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物の床面積のうち工場、倉庫その他の市長が別に定める用途に供する部分を除いたもの（以下この表において「対象面積」という。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 零平方メートルのもの 6,000円 イ 零平方メートルを超え200平方メートル未満のもの 45,000円（省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準（以下この表において「仕様・計算併用法」という。）を用いたときは、33,000円） ウ 200平方メートル以上のもの 50,000円（仕様・計算併用法を用いたときは、37,000円）</p>
<p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部</p>

分を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。)の住宅部分(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。)の場合((4)に掲げる場合を除く。)

次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 零平方メートルのもの 6,000円

イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 90,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、67,000円)

ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 151,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、113,000円)

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 258,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、196,000円)

オ 5,000平方メートル以上のもの 371,000円(仕様・計算併用法を用いたときは、287,000円)

(3) 非住宅建築物(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。)

又は複合建築物の非住宅部分の場合((4)に掲げる場合を除く。)

次に掲げる対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 零平方メートルのもの 12,000円

イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 300,000円(省令第1条第1項第1号口に規定する基準(以下この表において「第1条モデル建物法」という。)を用いたときは、114,000円)

ウ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 376,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、146,000円)

エ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 485,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、192,000円)

オ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 693,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、311,000円)

カ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 854,000円(第1条モデル建物法を用いたときは、407,000円)

- キ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1,009,000円（第1条モデル建物法を用いたときは、489,000円）
- ク 25,000平方メートル以上のもの 1,151,000円（第1条モデル建物法を用いたときは、574,000円）
- (4) 複合建築物の全体の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準を用いたとき
- 次に掲げる当該複合建築物の住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額と(3)アからクまでに掲げる当該複合建築物の非住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額
- ア 零平方メートルのもの 6,000円
- イ 零平方メートルを超え300平方メートル未満のもの 43,000円
- ウ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 75,000円
- エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 136,000円
- オ 5,000平方メートル以上のもの 205,000円
- (5) 複合建築物の全体の場合（(4)に掲げる場合を除く。）
- (2)アからオまでに掲げる当該複合建築物の住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額と(3)アからクまでに掲げる当該複合建築物の非住宅部分に係る対象面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額との合計額

別表第10 2の項事務の欄中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は法第12条第3項」に改め、同項金額の欄中「1の項(1)から(6)まで」を「1の項(1)から(5)まで」に改め、「対象面積」の次に「のうち、変更に係る部分（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）」を加え、同表3の項事務の欄中「第11条」を「第13条」に改め、同項金額の欄中「1の項(1)から(6)まで」を「1の項(1)から(5)まで」に改め、「対象面積」の次に「のうち、変更に係る部分（対象面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の対象面積を加算した面積とする。）」を加え、同表4の項事務の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項金額の欄(1)中「（非住宅部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）」を対象とする認定」を削り、同欄(1)ア中「省令」を「省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準を用いた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「誘導仕様・計

算併用計画」という。)については33,000円、省令)に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同欄(1)イ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については37,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)中「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、非住宅部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。))」、「(住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。))」及び「(住戸の部分及び住宅の共用部分をいう。以下この表において同じ。))を対象とする認定」を削り、同欄(2)ア中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については67,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)イ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については113,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)ウ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については196,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(2)エ中「誘導仕様基準計画」を「誘導仕様・計算併用計画については287,000円、誘導仕様基準計画」に改め、同欄(3)中「(非住宅部分のみを有する建築物をいう。以下この表において同じ。))」及び「を対象とする認定」を削り、同欄(3)中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、同欄(3)イ中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄(3)イを同欄(3)ウとし、同欄(3)アの次に次のように加える。

イ	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	376,000円(第10条モデル建物法を用いた計画については146,000円、事前審査済計画については21,000円)
---	-----------------------------	---

別表第10 4の項金額の欄(4)中「を対象とする認定」を削り、「カ」を「キ」に改め、同欄(5)中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同表5の項事務の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項金額の欄(3)及び(4)中「カ」を「キ」に改め、同欄(5)中「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に改め、同欄(5)ア中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「この項」を「この表」に、「第34条第2項各号」を「第29条第2項各号」に改め、同欄(5)イ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同表6の項を次のように改める。

6	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28	エネルギー消費性能の向上のための建築物に関	4の項(1)から(4)までに掲げる変更の認定に係る部分の床面積(床面積が増加する場合にあっては、これに当該増加する部分の床面積
---	--------------------------------	-----------------------	---

条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	する軽微変更該当証明書交付手数料	を加算した面積とする。)の合計の区分に応じ、それぞれに定める金額の2分の1の金額(認定済計画に記載された法第29条第2項各号及び第3項各号に掲げる事項に変更がある場合にあっては、当該変更に係る建築物に係る当該金額の合計額)
-------------------------	------------------	---

別表第10備考第1項中「第35条第2項(法第36条第2項)」を「第30条第2項(法第31条第2項)」に改め、同表備考第2項中「4の項(2)及び(4)、5の項(2)及び(4)並びに6の項(2)及び(3)に掲げる場合において、住宅」を「住宅」に改める。

附 則

この条例中第2条第1項第3号及び別表第3の改正規定は令和7年5月26日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第74号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」の次に「及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「畜舎特例省令」という。）第58条第1項」を、「建築物」の次に「（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）第2条第1項に規定する畜舎等を含む。以下同じ。）」を加える。

第9条第1項中「含む。）」の次に「又は畜舎特例法第8条第1項若しくは畜舎特例省令第61条第1項」を、「第4号」の次に「又は畜舎特例法第8条第2項第2号及び第3号若しくは畜舎特例省令第61条第2項第1号及び第2号」を加える。

第11条第1項各号列記以外の部分中「者」の次に「（畜舎特例法第7条第1項の規定に違反し、畜舎特例法第29条の規定による罰則の適用を受ける者を除く。）」を加える。

別表第2中

天神二丁目北ブロック(14番街区)	を	天神二丁目北ブロック(14番街区)	天神二丁目南ブロック(駅前東西街区)(高度利用ゾーン西街区)	(1) 風俗営業及び店舗型風俗特殊営業に供する建築物 (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 (3) 法別表第2(ハ)項第2号及び(ト)項第3号に掲げる工場	(1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の建築物(福岡広域都市計画地区計画の変更(令和6年福岡市告示第259号)の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている土地の全部を一の敷地として建築するものを除く。)	法第68条の3第1項の規定に基づき市長が認めるものにおいては、10分の90(天神明治通り地区地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針のうち誘導方針として定めるもの)に適合し、かつ、市長が特に必要であると認	全ての建築物	10分の30	全ての建築物	10分の8
-------------------	---	-------------------	--------------------------------	---	---	--	--------	--------	--------	-------

<p>200</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの(歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものに係る部分を除く。)</p>	<p>(1) 都市計画の計画図において3メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分との敷地境界線</p> <p>(2) 市道天神22号線との敷地境界線</p>	<p>3</p> <p>2 (地盤面からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分については、0.5)</p>	<p>広場ツ、広場テ、広場ト及び広場ナ並びに歩行者用通路I、歩行者用通路J及び歩行者用通路6号の区域内の部分(広場ツ及び広場ナにあっては床面(屋外の1階部分に設置される広場にあつては、地盤面)からの高さが5メートルを、広場テ及び広場ト並びに歩行者用通路I、歩行者用通路J及び歩行者用通路6号にあっては床面(屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面)からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等に係る部分を除く。)</p>
------------	--	---	---	---

			めるもの のには、 っては、 10分の 100)				
		(2) 前号に掲げる建築物以外のもの	法第68条の3第1項の規定に基づき市長が認めるもの には、 10分の90（天神通り地区地区計画において定められた整備、開発及び保全に関する方針のうち誘導方針として定めるものに適合し、かつ、市長が必要があると認めるものには、10分の135)				
天神二丁目南ブロック（駅前東西街区）	(1) 風俗営業及び店舗型風俗特殊営業に供する建築物 (2) 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を法別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 (3) 法別表第2（へ）項第2号及び（と）項第3号に掲	(1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の建築物（福岡広域都市計画地区計	法第68条の3第1項の規定に基づき市長が認めるものにあつ	全ての建築物	10分の30	全ての建築物	10分の8

		(3) 都市計画の計画図において2メートルの壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する市道天神23号線又は隣地との敷地境界線（前号に掲げる敷地境界線を除く。）	2		
		(4) 市道天神15号線との敷地境界線	1		
200	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるもの（歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分	(1) 福岡広域都市計画道路千代大手門線との敷地境界線	2	広場ス、広場セ、広場ソ、広場タ及び広場チ並びに歩行者用通路G、歩行者用通路H及び歩行者用通路6号の区域内の部分（広場タにあつては	

<p>(高度利用ゾーン東街区)</p>	<p>げる工場</p>	<p>画の変更 (令和6 年福岡市 告示第 259号) の告示が あった日 において、 現に建築 物の敷地 として使 用されて いる土地 の全部を 一の敷地 として建 築するも 除く。)</p> <p>(2) 前号に 掲げる建 築物以外 のもの</p>	<p>ては、 10分の 100(天 神明治 通り地 区地区 計画に おいて おいて 定めら れた整 備、開 発及び 保全に 関する 方針を 誘導方 針とし て定め るもの に 適合し かつ、 市長が 特に必 要があ ると認 めるも のにあ っては、 10分の 110)</p> <p>法第68 条の3 第1項 の規定 に基づ き市長 が認め るもの にあっ ては、 10分の 100(天 神明治 通り地 区地区 計画に おいて 定めら れた整 備、開 発及び 保全に 関する</p>				
---------------------	-------------	--	---	--	--	--	--

	<p>で、歩行者の利便に供するものに係る部分を除く。)</p>			<p>床面（屋外の1階部分に設置される広場にあつては、地盤面）からの高さが5メートルを、広場ス、広場セ、広場ソ及び広場チ並びに歩行者用通路G、歩行者用通路H及び歩行者用通路6号にあつては床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが2.5メートルを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等に係る部分を除く。)</p>	
		<p>(2) 市道天神15号線との敷地境界線</p>	<p>1</p>		

			方針のうち誘導方針として定めるものに適合し、かつ、市長が特に必要があると認めるところにおいては、10分の155)				
--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

--	--	--	--	--	--

福岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第75号

福岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡市空家等の適切な管理に関する条例（平成28年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、管理不全空家等に対する措置その他」を削る。

第2条中「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号」を「使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）」に改め、同条各号を削る。

第3条中「空家等の適切な管理」の次に「（管理不全空家等又は特定空家等に該当する状態に起因して他人（当該空家等の所有者等以外の者をいう。第7条において同じ。）の生命、身体又は財産に被害を生じさせることのないよう、これを適切に管理することをいう。以下同じ。）」を加える。

第5条第3項中「次条から第8条まで」を「法第13条並びに次条及び第7条」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「前条第2項又は法第14条第2項」を「法第13条第2項又は法第22条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「管理不全空家等」の次に「又は特定空家等」を加え、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市条例第76号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 給料表

1 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,400
	39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,000
	40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,600
	41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,200

42	268,000	316,200	366,900	413,000	482,800
43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,300
44	269,900	319,700	370,000	415,700	483,800
45	270,600	321,400	371,500	417,100	484,300
46	271,400	323,300	373,100	418,400	484,800
47	272,200	325,000	374,700	419,900	485,300
48	273,000	326,700	376,200	421,400	485,700
49	273,800	328,400	377,700	423,000	486,100
50	274,600	330,200	379,200	424,400	
51	275,300	332,000	380,700	426,000	
52	276,100	333,700	382,100	427,500	
53	276,900	335,400	383,500	429,200	
54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300	
56	279,300	339,300	387,800	433,900	
57	280,000	340,800	389,300	435,400	
58	280,600	342,400	390,900	436,900	
59	281,400	343,900	392,500	438,100	
60	282,300	345,500	393,900	439,300	
61	283,100	347,000	395,100	440,500	
62	283,700	348,600	396,500	441,800	
63	284,500	350,200	397,900	443,000	
64	285,200	351,700	399,200	444,200	
65	286,200	353,200	400,400	445,300	
66	287,000	354,800	401,600	446,500	
67	287,800	356,400	402,900	447,700	
68	288,500	357,900	404,200	448,900	
69	289,200	359,400	405,500	450,100	
70	290,000	361,000	406,800	451,300	
71	290,800	362,600	408,200	452,500	
72	291,500	364,100	409,400	453,700	
73	292,200	365,600	410,600	454,800	
74	292,900	367,200	412,000	455,400	
75	293,600	368,800	413,400	455,900	
76	294,200	370,300	414,700	456,400	
77	294,800	371,800	415,900	456,900	
78	295,500	373,200	417,100	457,400	
79	296,200	374,600	418,400	457,900	
80	296,800	375,900	419,800	458,400	
81	297,400	377,200	421,100	458,800	
82	298,100	378,600	422,300	459,300	
83	298,800	380,000	423,300	459,700	
84	299,500	381,300	424,500	460,100	
85	300,200	382,400	425,700	460,500	
86	301,000	383,800	426,800	460,900	
87	301,700	385,100	428,000	461,300	
88	302,400	386,400	429,000	461,700	
89	303,100	387,600	430,100	462,000	
90	304,000	388,900	431,100		

91	304,800	390,000	432,100
92	305,600	391,200	433,100
93	306,100	392,400	434,000
94	306,900	393,500	434,800
95	307,700	394,700	435,600
96	308,500	395,900	436,400
97	309,200	397,300	437,100
98	310,000	398,300	437,500
99	310,800	399,300	437,900
100	311,500	400,300	438,300
101	312,300	401,200	438,700
102	313,200	402,200	439,000
103	314,100	403,300	439,300
104	314,900	404,400	439,500
105	315,500	405,100	439,800
106	316,300	406,000	440,100
107	317,100	406,900	440,400
108	317,900	407,800	440,600
109	318,600	408,600	440,800
110	319,000	409,400	441,100
111	319,400	410,200	441,400
112	319,900	411,000	441,600
113	320,500	411,600	441,800
114	321,000	412,300	442,100
115	321,500	413,000	442,400
116	322,000	413,700	442,600
117	322,600	414,300	442,800
118	323,200	414,800	443,100
119	323,800	415,200	443,400
120	324,400	415,500	443,600
121	324,900	415,800	443,800
122	325,500	416,100	
123	326,100	416,400	
124	326,700	416,600	
125	327,100	416,800	
126	327,600	417,100	
127	328,100	417,400	
128	328,600	417,900	
129	329,000	418,500	
130	329,400	419,100	
131	329,800	419,700	
132	330,200	420,300	
133	330,600	420,700	
134	331,000	421,200	
135	331,400	421,700	
136	331,800	422,200	
137	332,000	422,700	
138	332,400	423,200	
139	332,800	423,700	

	140	333,200	424,200			
	141	333,400	424,500			
	142	333,700	424,900			
	143	334,000	425,300			
	144	334,300	425,700			
	145	334,700	426,200			
	146	335,000	426,600			
	147	335,300	427,000			
	148	335,600	427,400			
	149	336,000	427,800			
	150	336,300	428,200			
	151	336,600	428,600			
	152	336,900	429,000			
	153	337,300	429,300			
	154	337,600				
	155	337,900				
	156	338,200				
	157	338,500				
	158	338,800				
	159	339,100				
	160	339,400				
	161	339,700				
	162	340,000				
	163	340,300				
	164	340,600				
	165	340,900				
	166	341,200				
	167	341,500				
	168	341,800				
	169	342,000				
	170	342,300				
	171	342,600				
	172	342,900				
	173	343,100				
	174	343,400				
	175	343,700				
	176	344,000				
	177	344,200				
定年前任用 短時間勤務 職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校

に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

2 削除

3 教育職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	298,200	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	300,000	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	301,800	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	303,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	305,400	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	307,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	309,000	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	310,700	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	312,400	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	314,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	316,000	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	317,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	319,700	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	321,500	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	323,300	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	325,000	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	326,600	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	328,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	330,400	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	332,300	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	334,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	336,100	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	337,900	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	339,700	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	341,400	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	343,100	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	344,700	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	346,300	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	347,900	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	349,200	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	350,400	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	351,600	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	352,900	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	354,500	401,600	477,800
35	259,000	304,600	356,100	403,200	478,500	

36	260,300	306,200	357,600	404,700	479,200
37	261,700	307,800	359,100	405,900	479,800
38	263,100	309,500	360,700	407,300	480,400
39	264,400	311,300	362,300	408,700	481,000
40	265,700	313,000	363,800	410,000	481,600
41	267,000	314,300	365,300	411,600	482,200
42	268,000	316,200	366,900	413,000	482,800
43	269,000	318,000	368,500	414,300	483,300
44	269,900	319,700	370,000	415,700	483,800
45	270,600	321,400	371,500	417,100	484,300
46	271,400	323,300	373,100	418,400	484,800
47	272,200	325,000	374,700	419,900	485,300
48	273,000	326,700	376,200	421,400	485,700
49	273,800	328,400	377,700	423,000	486,100
50	274,600	330,200	379,200	424,400	
51	275,300	332,000	380,700	426,000	
52	276,100	333,700	382,100	427,500	
53	276,900	335,400	383,500	429,200	
54	277,700	336,700	385,000	430,700	
55	278,500	338,000	386,400	432,300	
56	279,300	339,300	387,800	433,900	
57	280,000	340,800	389,300	435,400	
58	280,600	342,400	390,900	436,900	
59	281,400	343,900	392,500	438,100	
60	282,300	345,500	393,900	439,300	
61	283,100	347,000	395,100	440,500	
62	283,700	348,600	396,500	441,800	
63	284,500	350,200	397,900	443,000	
64	285,200	351,700	399,200	444,200	
65	286,200	353,200	400,400	445,300	
66	287,000	354,800	401,600	446,500	
67	287,800	356,400	402,900	447,700	
68	288,500	357,900	404,200	448,900	
69	289,200	359,400	405,500	450,100	
70	290,000	361,000	406,800	451,300	
71	290,800	362,600	408,200	452,500	
72	291,500	364,100	409,400	453,700	
73	292,200	365,600	410,600	454,800	
74	292,900	367,200	412,000	455,400	
75	293,600	368,800	413,400	455,900	
76	294,200	370,300	414,700	456,400	
77	294,800	371,800	415,900	456,900	
78	295,500	373,200	417,100	457,400	
79	296,200	374,600	418,400	457,900	
80	296,800	375,900	419,800	458,400	
81	297,400	377,200	421,100	458,800	
82	298,100	378,600	422,300	459,300	
83	298,800	380,000	423,300	459,700	
84	299,500	381,300	424,500	460,100	

85	300,200	382,400	425,700	460,500
86	301,000	383,800	426,800	460,900
87	301,700	385,100	428,000	461,300
88	302,400	386,400	429,000	461,700
89	303,100	387,600	430,100	462,000
90	304,000	388,900	431,100	
91	304,800	390,000	432,100	
92	305,600	391,200	433,100	
93	306,100	392,400	434,000	
94	306,900	393,500	434,800	
95	307,700	394,700	435,600	
96	308,500	395,900	436,400	
97	309,200	397,300	437,100	
98	310,000	398,300	437,500	
99	310,800	399,300	437,900	
100	311,500	400,300	438,300	
101	312,300	401,200	438,700	
102	313,200	402,200	439,000	
103	314,100	403,300	439,300	
104	314,900	404,400	439,500	
105	315,500	405,100	439,800	
106	316,300	406,000	440,100	
107	317,100	406,900	440,400	
108	317,900	407,800	440,600	
109	318,600	408,600	440,800	
110	319,000	409,400	441,100	
111	319,400	410,200	441,400	
112	319,900	411,000	441,600	
113	320,400	411,600	441,800	
114	320,800	412,300	442,100	
115	321,300	413,000	442,400	
116	321,700	413,700	442,600	
117	322,200	414,300	442,800	
118	322,700	414,800	443,100	
119	323,100	415,200	443,400	
120	323,600	415,500	443,600	
121	324,100	415,800	443,800	
122	324,500	416,100		
123	325,000	416,400		
124	325,500	416,600		
125	326,100	416,800		
126	326,400	417,100		
127	326,700	417,400		
128	327,000	417,600		
129	327,200	417,800		
130	327,500	418,100		
131	327,800	418,400		
132	328,000	418,600		

133	328,200	418,800		
134	328,400	419,100		
135	328,600	419,400		
136	328,900	419,600		
137	329,200	419,800		
138	329,400	420,100		
139	329,700	420,400		
140	330,000	420,600		
141	330,200	420,800		
142	330,400	421,100		
143	330,700	421,400		
144	330,900	421,600		
145	331,200	421,800		
146	331,400	422,100		
147	331,700	422,400		
148	332,000	422,600		
149	332,200	422,800		
150	332,400	423,100		
151	332,700	423,400		
152	333,000	423,600		
153	333,200	423,800		
154	333,500			
155	333,800			
156	334,000			
157	334,200			
158	334,500			
159	334,800			
160	335,000			
161	335,200			
162	335,500			
163	335,800			
164	336,000			
165	336,200			
166	336,500			
167	336,800			
168	337,000			
169	337,200			
170	337,500			
171	337,800			
172	338,000			
173	338,200			
174	338,500			
175	338,800			
176	339,000			
177	339,200			

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考 1 この表は、特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

4 教育職給料表(4)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	298,200	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	300,000	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	301,800	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	303,600	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	305,400	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	307,200	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	309,000	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	310,700	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	312,400	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	314,200	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	316,000	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	317,800	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	319,700	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	321,500	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	323,300	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	325,000	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	326,600	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	328,500	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	330,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	332,300	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	334,100	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	336,100	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	337,900	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	339,700	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	341,400	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	343,100	366,600	446,600
27	249,200	265,800	344,700	367,800	447,600	

28	250,300	267,600	346,300	369,000	448,700
29	251,500	269,300	347,900	370,200	449,900
30	252,800	271,500	349,200	371,400	450,700
31	254,000	273,700	350,400	372,600	451,500
32	255,200	275,900	351,600	373,700	452,400
33	256,300	278,100	352,900	374,800	453,300
34	257,500	280,300	354,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	355,700	377,200	454,300
36	259,900	284,600	357,000	378,300	454,800
37	261,100	286,600	358,300	379,400	455,300
38	262,300	288,500	359,700	380,600	455,800
39	263,500	290,400	361,100	381,800	456,300
40	264,700	292,200	362,400	382,900	456,700
41	265,900	294,000	363,700	384,000	457,100
42	267,000	295,900	365,100	385,200	457,500
43	268,100	297,700	366,400	386,400	457,900
44	269,200	299,400	367,700	387,500	458,300
45	270,200	301,100	369,000	388,600	458,700
46	271,000	302,900	370,200	389,800	459,100
47	271,800	304,600	371,400	391,000	459,500
48	272,600	306,200	372,600	392,200	459,900
49	273,300	307,800	373,800	393,400	460,200
50	274,100	309,500	375,000	394,700	
51	274,800	311,300	376,200	395,900	
52	275,500	313,000	377,400	397,100	
53	276,300	314,300	378,500	398,300	
54	277,100	316,200	379,700	399,600	
55	277,900	318,000	380,900	400,600	
56	278,600	319,700	382,100	401,700	
57	279,300	321,400	383,200	402,900	
58	280,100	323,300	384,500	404,100	
59	280,900	325,000	385,800	405,300	
60	281,600	326,700	387,000	406,500	
61	282,200	328,400	387,900	407,600	
62	282,900	330,200	389,100	408,600	
63	283,600	332,000	390,100	409,900	
64	284,200	333,700	391,200	411,100	
65	284,900	335,400	392,000	412,300	
66	285,600	336,700	393,100	413,400	
67	286,300	338,000	394,100	414,500	
68	287,000	339,300	395,100	415,600	
69	287,700	340,800	396,200	416,600	
70	288,500	342,300	397,200	417,800	
71	289,200	343,800	398,300	419,000	
72	289,900	345,300	399,400	420,200	
73	290,400	346,700	400,400	420,800	
74	291,100	348,200	401,500	421,600	
75	291,800	349,700	402,600	422,300	
76	292,400	351,200	403,600	422,800	

77	293,000	352,600	404,500	423,100
78	293,700	354,100	405,400	423,400
79	294,300	355,600	406,400	423,800
80	294,900	357,100	407,400	424,200
81	295,500	358,500	408,200	424,500
82	296,100	359,800	409,000	424,900
83	296,700	361,100	409,700	425,200
84	297,300	362,300	410,500	425,500
85	297,800	363,500	411,200	425,800
86	298,300	364,700	411,800	426,200
87	298,800	365,900	412,500	426,500
88	299,300	367,000	413,200	426,800
89	299,700	368,100	413,800	427,100
90	300,300	369,200	414,500	427,400
91	300,800	370,300	415,000	427,700
92	301,300	371,400	415,600	427,900
93	301,600	372,500	416,000	428,100
94	302,100	373,700	416,400	428,400
95	302,600	374,800	416,700	428,700
96	303,000	375,900	417,000	428,900
97	303,400	376,900	417,200	429,100
98	303,900	377,900	417,500	429,400
99	304,400	378,800	417,800	429,700
100	304,800	379,700	418,000	429,900
101	305,200	380,500	418,200	430,100
102	305,600	381,500	418,500	430,400
103	306,000	382,400	418,800	430,700
104	306,300	383,300	419,000	430,900
105	306,500	384,100	419,200	431,100
106	306,800	385,000	419,500	
107	307,100	385,900	419,800	
108	307,300	386,800	420,000	
109	307,500	387,600	420,200	
110	307,700	388,600	420,500	
111	308,000	389,500	420,800	
112	308,300	390,400	421,000	
113	308,500	391,000	421,200	
114	308,700	391,900	421,500	
115	308,900	392,800	421,800	
116	309,200	393,700	422,000	
117	309,500	394,500	422,200	
118	309,700	395,200	422,500	
119	310,000	396,000	422,800	
120	310,300	396,800	423,000	
121	310,500	397,400	423,200	
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		

	125	311,500	400,000			
	126	311,700	400,700			
	127	312,000	401,200			
	128	312,200	401,800			
	129	312,400	402,400			
	130	312,700	403,000			
	131	313,000	403,500			
	132	313,200	404,000			
	133	313,400	404,300			
	134	313,700	404,600			
	135	314,000	404,900			
	136	314,200	405,200			
	137	314,400	405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

- 備考 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2

特定任期付教育職員給料表

号 給	給 料 月 額
1	392,000 円
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

備考 この表は、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定め採用された教育職員に適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 給料の調整額定額表

1 給料の調整額定額表(1)

職 務 の 級	給 料 の 調 整 額
1 級	9,100円。ただし、1号給 8,995円 2号給 9,099円
2 級	11,200円。ただし、1号給 11,083円 2号給 11,151円

3 級	11,600円
-----	---------

2 給料の調整額定額表(3)

職務の級	給料の調整額
1 級	9,100円。ただし、1号給 8,995円 2号給 9,099円
2 級	11,200円。ただし、1号給 11,083円 2号給 11,151円
3 級	11,600円

3 給料の調整額定額表(4)

職務の級	給料の調整額
1 級	8,800円
2 級	11,000円。ただし、1号給 9,931円 2号給 10,039円 3号給 10,147円 4号給 10,255円 5号給 10,363円 6号給 10,471円 7号給 10,579円 8号給 10,687円 9号給 10,795円 10号給 10,867円 11号給 10,939円
3 級	11,400円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この条例による改正後の福岡市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1、別表第2及び別表第4の規定は、令和6年4月1日から適用する。
-
- (給与の内払)

- 3 改正後の条例別表第1、別表第2及び別表第4の規定を適用する場合には、この条例による改正前の福岡市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

